

申入書

平成21年7月28日

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省

厚生労働大臣 舩添 要一 殿

全国靈感商法対策弁護士連絡会

代表世話人 弁護士 伊藤 和夫 (東京)

代表世話人 同 平岩 敬一 (横浜)

代表世話人 同 郷路 征記 (札幌)

代表世話人 同 中村 周而 (新潟)

代表世話人 同 河田 英正 (岡山)

東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5F

東京共同法律事務所

TEL: 03-3341-3133 FAX: 03-3355-0445

全国靈感商法対策弁護士連絡会

事務局長 弁護士 山口 広

第1 はじめに

当全国靈感商法対策弁護士連絡会(以下「当連絡会」といいます)は、1987年5月、世界基督教統一神霊協会(以下「統一教会」といいます)が、その資金集めのために全国で組織的に行ってきた、いわゆる靈感商法の被害者の救済と新たな被害発生を防止するために、代表世話人弁護士らが中心となり、全国300余名の弁護士が賛同して設立した団体です。

昨年10月16日、有限会社ファミリーネットワーク(大阪府泉佐野市湊2丁目)と同社代表者■■■■が罰金100万円、■■■■と■■■■

が70万円の罰金にそれぞれ処せられました。いずれも薬事法第24条1項、84条5号、刑法60条に基づくものです。

このような犯罪行為はすでに1997年1月7日の鹿児島簡裁判決以降再三くりかえされてきた統一協会信者による組織的なものであり、20年間以上くりかえされてきた極めて悪質なものです。統一協会が組織的に展開している、全国200社をこえる会社名義での高麗人参濃縮液販売行為は全てが薬事法に違反する疑いがありますので、薬事法の所轄官庁である御庁に対し、以下のとおり申し入れます。

第2 統一協会による組織的な高麗人参濃縮液の販売

統一協会は、信者らに対し、「健康講演会」「健康フェア」などと称する無料の健康に関するセミナーを開催して、真実は統一協会の信者等が組織的に行っている資金獲得活動であるにもかかわらず殊更にこれを秘し、あたかも一般的な健康に関するセミナーであるかのように装って、チラシやハガキを配るなどして広告・宣伝し、信者らに対し、「売上目標」「動員目標」「達成率」などノルマを課し、販売のための「マニュアル」を作成し、信者らをして、組織的に、高麗人参濃縮液の販売を行っています。

これらの販売活動を行っている会社が、2008年夏の時点で全国に200社以上あることが明らかになっています。

第3 高麗人参の販売方法が薬事法違反にあたること

統一協会信者らが配布されて、全国的に使用している「マニュアル」などによれば、信者らに対し、「高麗人参は植物の王様です。『人参7効説』をみればまさに万能薬です。漢方の中でこのように気、血、五臓に及ぶ効能がはっきりと明記されたものは他に類をみないのです」「高麗人参は漢方の王様でどんな体質、症状の方にも対応できるすばらしい調整剤です。」「高麗人参は、体質改善できるものです」「人参の抗ガン作用」「ガンの人にとって人参は必需品といえます。」などと説明するように指導し、高麗人参が、ガン、心臓病、脳卒中、胃潰瘍、糖尿病、肝臓病、エイズ、老化、免疫力向上などに効果があ

ると宣伝、広告して、高麗人参濃縮液を販売させています。

このように、統一協会信者らは、高麗人参濃縮液を医薬品と表示はしていないものの、医薬品としての効果・効能を標榜しているのであるから、統一協会信者らが販売している「高麗人参濃縮液」は薬事法第2、3号の「医薬品」にあたり、これらを、上記のような販売方法で、販売の許可、厚生労働大臣の承認なくして販売しているのであるから、薬事法84条5号・24条1項、85条4号・66条1項、85条5号・68条などに違反にあたる疑いがあります。

上記の如く刑事事件になった案件はこれらの違反行為のまさに氷山の一角にすぎないのです。

第4 被害実態

統一協会は、販売会社の売上げを報告させ、その集計結果に関する資料からすれば、その販売量は極めて高額であって、健康に問題を抱える多数の日本国民が、統一協会に騙されて、高麗人参が病気を治す効果があると誤信させられております。これは、適正な治療機会の喪失につながりかねません。

第5 そこで統一協会信者らによる薬事法違反の事実の有無について実態調査を行い、然るべき行政処分、刑事告発を行うよう申し入れます。

以上に述べましたように、統一協会は、薬事法に違反する方法により、組織的に高麗人参濃縮液の販売を行っていますので、御庁におかれては、迅速に実態調査を行い、行政処分、刑事告発など適正な措置を執られるように求める次第です。